

## 告 示

### 埼玉県告示第百五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年一月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年一月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人木造建築長寿命化研究協会

三 代表者の氏名

柿沼 峡一

四 主たる事務所の所在地

埼玉県加須市川口一丁目二十番地五

五 定款に記載された目的

この法人は、安全かつ経済的で、環境に優しく長期間保護効果が持続する「ホウ素系木材保存剤」の活用を中心とした木造建築の「長寿命化事業」を普及させることにより、市民個人の資産価値を高めるとともに、市民共有の財産や文化の保全・保護を図り、もって地域の活性化に寄与することを目的とする。